

# 令和2年第1回宇治田原町議会定例会

## 目 次

### ○第1日（令和2年3月2日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名について	5
日程第2 会期の決定	5
日程第3 諸報告	5
日程第4 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について	18
日程第5 議案第1号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）	19
日程第6 議案第2号 令和元年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	19
日程第7 議案第3号 令和元年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	19
日程第8 議案第4号 令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）	19
日程第9 議案第5号 令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第3号）	19
日程第10 議案第6号 令和元年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第2号）	19
日程第11 議案第7号 令和2年度宇治田原町一般会計予算	19
日程第12 議案第8号 令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	19
日程第13 議案第9号 令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算	19
日程第14 議案第10号 令和2年度宇治田原町介護保険特別会計予算	19
日程第15 議案第11号 令和2年度宇治田原町水道事業会計予算	19
日程第16 議案第12号 令和2年度宇治田原町下水道事業会計予算	19
日程第17 議案第15号 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	19
日程第18 議案第19号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて	19
日程第19 議案第20号 宇治田原町企業立地促進条例の一部を改正する条例	

		を制定するについて……………	19
日程第20	議案第21号	宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例 を制定するについて……………	19
日程第21	議案第26号	宇治田原町新庁舎建設工事請負契約の一部変更につ いて……………	19
日程第22	議案第27号	都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する 協定の一部変更について……………	19
日程第23	議案第28号	宇治田原町第5次まちづくり総合計画（基本構想・ 基本計画）及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生 総合戦略の改定について……………	19
日程第24	議案第13号	行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例 を制定するについて……………	30
日程第25	議案第14号	宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条 例を制定するについて……………	30
日程第26	議案第16号	宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例を制定するについて……………	30
日程第27	議案第17号	宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定す るについて……………	30
日程第28	議案第18号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例を制定するについて……………	30
日程第29	議案第22号	宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関す る条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	30
日程第30	議案第23号	宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を 制定するについて……………	30
日程第31	議案第24号	宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制 定するについて……………	30
日程第32	議案第25号	町道路線の認定及び廃止について……………	30
日程第33	発議第1号	宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条 例を制定するについて……………	32

令和2年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年3月2日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第1号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第2号 令和元年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第3号 令和元年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第4号 令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第5号 令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第6号 令和元年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第7号 令和2年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第12 議案第8号 令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 日程第13 議案第9号 令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 令和2年度宇治田原町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 令和2年度宇治田原町水道事業会計予算
- 日程第16 議案第12号 令和2年度宇治田原町下水道事業会計予算
- 日程第17 議案第15号 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第18 議案第19号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第19 議案第20号 宇治田原町企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第20 議案第21号 宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制定するについて

- 日程第21 議案第26号 宇治田原町新庁舎建設工事請負契約の一部変更について
- 日程第22 議案第27号 都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の一部変更について
- 日程第23 議案第28号 宇治田原町第5次まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について
- 日程第24 議案第13号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて
- 日程第25 議案第14号 宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するについて
- 日程第26 議案第16号 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第27 議案第17号 宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第28 議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第29 議案第22号 宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第30 議案第23号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第31 議案第24号 宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第32 議案第25号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第33 発議第1号 宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を制定するについて

## 1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員

2番	山本	精	議員
3番	今西	久美子	議員
4番	垣内	秋弘	議員
5番	田中	修	議員
6番	原田	周一	議員
7番	馬場	哉	議員
8番	松本	健治	議員
10番	浅田	晃弘	議員
11番	藤本	英樹	議員

1. 欠席議員

9番 谷口重和 議員

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷	信夫	君
副町	長	山下	康之	君
教育	長	奥村	博巳	君
総務部	長	奥谷	明	君
健康福祉部	長	久野村	觀光	君
建設事業部	長	野田	泰生	君
まちづくり整備推進 担当部長		黒川	剛	君
教育部	長	光嶋	隆	君
総務課	長	青山	公紀	君
企画財政課	長	矢野	里志	君
税住民課	長	馬場	浩	君
介護医療課	長	廣島	照美	君
健康児童課	長	立原	信子	君
建設環境課	長	谷出	智	君
プロジェクト推進課	長	山下	仁司	君

産 業 観 光 課 長	木 原 浩 一 君
上 下 水 道 課 長	垣 内 清 文 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	長 谷 川 み どり 君
学 校 教 育 課 長	岩 井 直 子 君
社 会 教 育 課 長	清 水 清 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	村 山 和 弘 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

---

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） おはようございます。

本日、谷口重和議員から欠席の申し出があり、これを許可しております。

それでは、ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（谷口 整） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、山内実貴子議員と10番、浅田晃弘議員を指名いたします。

以上の両名に差し支えのある場合には、次の順序の議員をお願いいたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（谷口 整） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月26日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって会期は本日から3月26日までの25日間と決定いたしました。

会期中の予定については、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（谷口 整） 日程第3、諸報告を行います。

議長において受理をいたしました陳情書2件につきましては、お手元に配付をいたしておるとおりでございます。各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、このたび、めでたく表彰をお受けになられました議員のご報告を申し上げます。

垣内秋弘議員が町村議会議員として15年以上の在職により、多年にわたり地方自治に尽くされた功績をたたえられ、去る2月21日に開催されました京都府町村議会議長会第70回定期総会におきまして、全国町村議会議長会長表彰の伝達をお受けになりま

した。

また同日、京都府町村議会議長会長より、田中修議員、原田周一議員が町議会議員として11年以上の在職により、多年の功績をたたえられ表彰をお受けになりました。

以上、心からお喜びを申し上げましてご報告といたします。おめでとうございます。  
これにて諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

3月議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ようやく寒さが和らぎ、日に日に春の訪れを感じるようになってまいりました。議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日、令和2年第1回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましてはご参集を賜りまして、ここに開会できますことを心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。小中学校の臨時休校をはじめ、有事の際の対策等の協議を行ったところでございます。新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、今後もしっかりと協議する中で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。いずれにいたしましても新型コロナウイルスの感染の拡大ができるだけ早期に収まることを願うところでございます。

先ほど谷口議長よりご報告いただきました垣内秋弘議員の全国市町村議会議長会長表彰のご受賞、また田中修議員、原田周一議員の京都府町村議会議長会長表彰のご受賞について心からお祝いを申し上げる次第でございます。垣内議員、田中議員、また原田議員におかれましては、長年にわたり町議会議員として地方自治の振興や住民福祉の向上に多大なご貢献をいただいております、そのご功績に対し深く感謝と敬意を表しますとともに、今後とも健康にご留意され、ますますご活躍されますことをご期待を申し上げる次第でございます。本当におめでとうございます。

それでは、開会に当たりまして、令和という時代の最初の施政方針として、令和2年度において宇治田原町政の推進に臨みます所信の一端を述べさせていただき、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

私は、平成25年2月に宇治田原町第16代町長に就任させていただき、はや約7年にわたり町政を担当させていただいてまいりました。この間、今日まで町政を進めてこ



られましたのも、議員各位をはじめ住民の皆様から賜りました温かいご理解とご協力、そして町職員の努力の積み重ねと深く感謝申し上げる次第でございます。

私が2期目のご信託をいただくに当たり、住民の皆様にお約束をさせていただいた「絆で輝く 未来を創る 交流のまち」の実現に向け、今この町で暮らす住民の皆様はもちろん20年、30年、50年先の住民の方々に対しても希望と責任が持てる活力と魅力あるまちづくりの推進に心血を注いでまいったところでございます。

令和2年度は私の任期2期目の最終年であります。自らの職務の総仕上げの年として位置づけ、本町が単独で対応しなければならないまちづくりの課題へはもちろんのこと、より広域で取り組まなければならない事柄について、引き続き西脇京都府政、また近隣市町村との強固な連携と協調のもと、残る任期、粉骨砕身取り組んでまいる決意であります。どうか議員の皆様方の一層のご理解、ご支援を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、この間、私が町政推進の最重要三本柱として掲げてきた「みちづくり」、「拠点づくり」、「未来づくり」の取組につきましては、厳しい財政状況の中ではありましたが、皆様のご協力のもと、それぞれ成果として形を成すことができました。

ここで、これら三本柱の成果について私の思いを述べさせていただきます。

まず、「拠点づくり」であります。令和2年度は、いよいよ本町の土地利用構想に位置づける「シビック交流拠点」において、役場新庁舎の竣工と供用開庁を迎える記念すべき年であります。ここに至ることができたのも、この場におられる皆様をはじめ多くの皆様方のご理解とご尽力があつてのことです。この間の関係各位のお取り組みに、この場をお借りし深く感謝を申し上げる次第でございます。

次に「みちづくり」です。都市計画道路宇治田原山手線については、京都府において未整備区間のうち一部区間の事業化決定と整備を進めていただいております。また緑苑坂以北の区間も西日本高速道路株式会社に工事委託し整備を進めております。このように宇治田原山手線をはじめとする道路基盤整備につきましても、「拠点づくり」と一体的に国、京都府ほか関係各位の皆様とともに着実に進めてまいったところでもあります。

そして「未来づくり」として他市町村よりも手厚い移住者や子育て家庭への支援を開始、推進してきたほか、空き家バンクや移住希望者向けお試し住宅開設、移住希望者向けパンフレットや移住定住ポータルサイト等による本町の“いいところ”のプロモーションなど、人口減少対策、移住定住対策を積極的に進めてまいりました。

令和2年度からは、これら三本柱の大きな成果を踏まえつつ、それをゴールとするこ

となく、新たな時代に踏み出していきます。そのためには、本議会定例会にも議案としてご提案申し上げております、今年度に改定を進めてきた新時代のまちづくりの基本的な指針となる第5次まちづくり総合計画並びに人口減少対策と地域創生のための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取組の具体化が必須であります。

新たな戦略には、「まちの活力」として、まちに新しい人の流れをつくり働く場を確保すること、「うじたわらっ子育み」として若い世代の希望をかなえ、元気なうじたわらっ子を育むこと、「安心・暮らしよいまち」として、地域で見守り安心で暮らしの幸福度の高いまちをつくること、これら3つの基本目標を定め、これを基に14の柱からなる具体的施策を掲げています。

改定後の総合計画、総合戦略に基づき、住民の皆様のための行政活動と災害対策活動の拠点となる役場新庁舎を中心として、参加・交流の促進、住民サービスの提供と向上に努めてまいります。

また、令和5年度の新名神高速道路及びインターチェンジ開通・開設に向け、地域間交流や広域的な連携につなげる町内の道路ネットワークの「みちづくり」を引き続き着実に進めていきます。

「未来づくり」については、移住だけでなく定住も。これから宇治田原に住む方々、そして今現在、宇治田原にお住まいの方々の“幸福度”をさらに高める取組を進めていきたいと考えております。

一方、国政に目を向けますと、年末の12月20日に閣議決定をされた国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、令和2年度からを「地方創生の次のステージ」と銘打たれ、「将来にわたって活力のある地域社会の実現」と「東京圏への一極集中の是正」とを、ともに目指すこととされています。

私は、地方創生への対応は国において必要な政策を推進することが基本であると捉えておりますものの個々の自治体にとりましても大変重要な課題であり、国が掲げる多くの目標を実現するためには、地域の創生の推進がその原動力として欠かせないものであることには間違いのないと考えております。

現在、国においては第201回通常国会が開会されています。政府が掲げる地方創生、成長戦略、一億総活躍社会になどの大きな目標に向け、予算や政策の審議が継続されておりますことから、その動向を注視し本町への影響を検証するとともに、国及び府における広域的施策への連携・対応をしっかりと図ってまいりたいと考えています。

本町においては近年、新庁舎建設事業をはじめとする新しい未来を拓くためのまちづ

くりに積極的に投資を進めてまいりました。平成30年度一般会計決算におきましては、実質収支は黒字となりましたが、基金の取り崩し等により実質単年度収支は赤字となったところであり、令和元年度決算においても引き続き厳しい財政状況となることが予想されます。

こうした状況のもと、未来に希望と責任を持ち、将来にわたって持続可能な行財政基盤を構築するためには、必要な施策を的確に実施する一方で、現下の厳しい財政状況を職員一人一人が改めて認識する必要があります。引き続き第6次行政改革大綱及び同実施計画に基づく行財政改革に努める中、効率的・効果的な行財政運営を維持できるよう最大限の努力をしてまいります。

令和2年度の予算編成に当たっては、改定後のまちづくり総合計画の初年度として、また役場新庁舎の供用開始という新たな時代に踏み出す施策を着実に推進するとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地域創生対策を具体化させるため、昨年度に引き続きできる限りの財源確保に努める中で、国政・府政、そして地域社会経済にも機敏に対応する積極型の予算を編成したところでございます。

それでは、令和2年度の主要な施策について、本議会にご提案申し上げております第5次まちづくり総合計画の4つのまちづくり目標に沿って申し上げます。

まず、「健やかに安心して暮らせるまち」であります。「健やか」、そして「安心」は全ての世代の全住民の幸福度の前提になるキーワードではないでしょうか。

まず、「安心」についてであります。東日本大震災に代表される巨大地震のみならず、近年は全国的に局地的豪雨による水害や土砂災害によって甚大な被害がもたらされています。昨年10月に関東甲信越や東北の広範囲を襲った台風第19号では、長野県千曲川のほか東北や関東において複数の河川の氾濫や決壊により甚大な被害が発生し、多くの避難者を出したことは記憶に新しいところと存じます。このような災害に対応するためには、何よりも社会資本の強靱化、そして地域の防災力の強化が重要になるところであります。

さきに申し上げましたとおり、いよいよ供用いたします役場新庁舎は、災害対策活動の新たな拠点であります。隣接地に整備いたします住民の日常的な公園機能、そして災害時の緊急避難場所としての防災機能を有する都市公園と一体的に、新たな時代の防災体制を構築してまいります。

引き続き本町の安心・安全の重要な担い手であります消防団の活動に対する資機材の整備を行うほか、災害時における「自助・共助」、そしてご近所同士の助け合いである

「近助」を実践していただいている自主防災組織の活動費、防災物品に対する支援を行います。

そして、災害時において何よりも重要になるものが情報であることは、この間の様々な事例が明らかにしております。平成27年度に策定した情報伝達システム整備基本構想に基づき、引き続き屋外長距離スピーカーを整備することにより、Jアラートをはじめとする緊急情報の迅速かつ広域範囲への伝達体制を整えてまいります。

また、土砂災害から住民の命を守るためには、森林の適正な管理が不可欠でありますことから、国が創設された森林環境譲与税をはじめとした財源を活用し、既設林道の改良のほか、森林施業の実施に不可欠な地域活動の確保と新たな森林資源の情報を管理するシステム構築に向けた取り組みを進め、森林環境の保全と災害の未然防止を図ってまいります。

幾つになっても健やかでいきいきと暮らしたい、これは全ての住民の皆様の願いであると存じます。そのためには、住民お一人お一人が自らの健康を自らのものと捉え、自発的な健康増進に取り組んでいただくこと、これが何よりも重要となります。2カ年をかけて改定を進めております「健康増進計画・食育推進計画」を人それぞれのライフステージに応じた実効的なものとし、住民が主役となった健康寿命の延伸を目指します。また、食育の推進に多大なご尽力をいただいております食生活改善推進員の活動と連携した食に関する事業のほか、生活習慣の改善と運動の視点に立った実践型ウォーキング事業を開催し、健康づくりに関心を持ち積極的に生活に取り入れる住民を増やしてまいります。

こうした疾病予防の取組を重視するとともに、疾病の早期発見・早期治療に向けた検診機会の充実と理解醸成に努めることで、総合的に健康寿命の向上を図る「ウェルネス・タウン」を目指してまいります。

本町の高齢化率は、2月1日現在でいよいよ30%に迫るところまで進んでまいりました。高齢化は避けることができない現実であり、これを前提として、いかに高齢者の皆様が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるようにするかが行政に課せられた命題であります。

令和2年度は高齢者保険福祉サービスの推進と介護保険制度の円滑な運営の指針となる「高齢者介護・福祉計画」の改定を行い、高齢者一人一人の現状に応じたきめ細やかな介護予防、介護サービスに取り組んでまいります。また、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、地域住民やボ

ランティアの皆様との連携に努め、高齢者やその家族に対する相談支援と見守り体制を整えてまいります。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活と自己実現を図る。折しも本年は「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催される記念すべき年ではありますが、その基本コンセプトにあります「多様性と調和」にも通ずる非常に重要な視点であります。令和2年度には、障がい者の方への福祉サービスの事業量を定める障がい福祉計画の改定に取り組みますとともに、前期計画に基づく居宅介護や通所、相談や移動への支援などの障がい福祉サービスを適切に実施いたします。また、新たに障がい福祉サービス事業所、障がい当事者の方々とともに障害者総合支援法に定める「自立支援協議会」を立ち上げ、相談や就労支援、地域生活への移行をより促進してまいります。

そして、障がいのある人もない人も全ての住民が社会生活に参加しやすい合理的配慮に努めるほか、その思いや考えを伝え理解し合えるコミュニケーション機会の拡大に向けた取り組みを着実に進めます。

地域福祉においては、地域の福祉の実践者であります民生児童委員協議会、社会福祉協議会ほかボランティアの皆様が地域に根差した活動を支援し、本町のいいところである地域ぐるみでの支え合いをより拡大してまいります。

次に、「便利で快適に過ごせるまち」であります。

冒頭に申し上げましたとおり、この間の「三本柱」の成果を踏まえ、新たな総合計画の土地利用構想では、新名神高速道路の開通を見通し、地域内交流・流通の機能と災害時における地域内外の連携強化の機能を併せ持つ都市計画道路宇治田原山手線の整備促進に積極的に取り組むこと、また「新都市創造ゾーン」として、複合機能を有した付加価値の高い土地利用を一体的に進めることとしています。

「都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議」の皆様による「オールうじたわら」の応援もいただきながら、京都府と一体となって宇治田原山手線整備を進め、皆様の願いであります全線開通につなげてまいる決意を新たにすところあります。

総合計画の改定と一体的に策定する新たな戦略に基づき、引き続き京都府をはじめ関係機関との強固な連携・協調のもと、新たな企業誘致などの今後のまちづくり整備に積極的に取り組んでまいります。

また、新都市創造ゾーンと既存集落とを結ぶ道路整備をはじめ、引き続き住民の利便性と安全性の確保のため、町道の計画的な整備と住民生活に密着した生活道路の整備改

良、修繕補修を行ってまいります。

公共交通の利便性向上は、総合計画改定のために実施した各種の住民意識調査にあっても最もニーズが高い内容でございます。民間事業者が運行する路線バス、路線バスが廃止された区間を地域住民によって運行するコミュニティーバス、そしてフリーライド運行であります平成29年から住民誰もが乗ることができる形態にした町営バス、新庁舎への交通アクセス確保の観点も含め、まずこれら交通手段の有効な連携が重要となっております。公共交通を本町の大変重要な施策課題と認識し、地域公共交通会議での検討を踏まえながら、より便利で使いやすい生活交通ネットワークの構築を図ってまいります。

私たちの先人が育み残してくれた本町の緑に囲まれた豊かな自然環境は、みんなで守り、次代に引き継いでいかなければなりません。「環境保全計画」に掲げる理念のもと、その推進主体である「エコパートナーシップうじたわら」の活動を支援するとともに、環境教育や自然環境保全のための人材育成に取り組み、持続可能な社会づくりを進めていきます。また、廃棄物等の発生を極力抑え、資源として循環させる社会の構築のため、各地域でのごみの減量化、再資源化への取り組みへの支援を行うほか、ごみの適正な排出と処理を推進するための条例改正に向け進めてまいります。

本町にお越しいただきました皆様には、「水がおいしい」と口をそろえて言っているところであります。日本緑茶発祥の地である本町では、町内茶業関係者の方からも「地元のお茶は地元の水が一番合う」というお声を頂戴しております。地下水を水源とする本町のおいしい水道水は他市町村にはない大きな強みであることから、新しくこれをボトル化し、町内外にPRする事業に取り組みます。また、将来にわたり安心・安全な水道水を確保するため、上水道インフラの更新改良を行いますとともに、水環境の保全と快適な生活環境の創出、健全な水環境の構築のため引き続き計画的な下水道整備を進めてまいります。

次に、「活気あふれる交流のまち」であります。

この間まちづくりのバトンを未来につなぐ取り組みとして町内外の交流拡大、そして、その交流を入り口とした人口減少対策と移住定住対策の推進に心血を注いでまいったところでございます。観光交流や雇用・起業創出、地域ブランドの発信やシティプロモーションを通じて本町のことを知ってもらい訪れてもらって、子育て世代などに定住移住していただく、そして移住者が地域に定住することで町が活性化する、この好循環に向けた取り組みを引き続き推進いたします。これにより地域への誇りであるシビックプラ

イドを育てるとともに、暮らしの“幸福度”を高める、そして「好きやねん うじたわら」と言っていただけまちにつなげる、この点について変わることなく進めてまいり所存であります。

この間に進めてまいりました本町の移住定住プロモーションは、町内外への発信はもとより、地に足をしっかりつけた住民のシビックプライドの醸成を図るという2つの軸を踏まえ展開を図ってまいりました。引き続きこの2軸の視点で、町の将来像に掲げる「ハートのまち」、そして移住定住のための「うじたわらいく」ブランドを生かし、これまで以上に効果的なプロモーションを進めます。

町の特産物や地域ブランドを全国に発信し、単に寄附を頂くのみでなく、宇治田原ファンを増やすことを大きな目的として進めてまいりましたふるさと納税につきましては、町内事業者の皆様のご理解、ご協力のもと、年を追うごとに順調に多くの寄附を頂いてきたところでございます。今後も地域の強みを掘り起こし、地域創成の鍵となる地域ブランド力を高めていくことを念頭に、積極果敢に取り組んでまいります。

シビックプライドの醸成と町の魅力の発信に欠かせないもの、それは実際に移住されている、また定住されている住民の皆様からの発信であります。移住者の“今”を発信する取り組みへの支援のほか、新たに宇治田原だけの原動付自転車のオリジナルナンバープレートを作製、交付し、多くの住民の皆様により郷土への誇りや愛着を町内外に広げていただくプロモーションを進めてまいります。

そして、「移住」だけでなく「定住」へ。新たな総合戦略に基づく取組をパッケージで進めることにより、これから住む人、現に住んでいる人の“幸福度”を高める取組を進めてまいります。この一環として、これまで前期戦略の期間内における時限制度として、住宅を取得し本町へ移住される方を対象としてまいりました移住定住奨励金について、定住促進の観点から新たに町内での「近居」への支援の視点を追加いたしますとともに、平成30年に締結した住宅金融支援機構との協定に基づく住宅取得者のローン金利優遇が適用される範囲内で子育て世帯の要件を拡大いたします。

町内での定住のためには、働くこと、住むことを一体的に考えることが重要です。町内企業と住民のマッチング事業のほか、町内在住者を正規職員として雇用する企業への支援、工業団地等に立地・操業する企業に対する支援を引き続き実施してまいります。また、公営住宅長寿命化計画を改定し、町が主体の住まい環境づくりを進めます。

そして、近隣市町にも先駆けた取り組みを行ってまいりました空き家への対策を引き続き推進してまいります。空き家等対策計画に基づき、空き家バンクや「うじたわらいく」

お試し住宅、空き家を活用する移住定住者・企業への支援制度など、空き家の活用の取組から所有者による管理不全空き家等の除却への支援や法律に位置づけられる特定空き家等への適切な対応といった危険空き家の対策まで、町行政だけでなく空き家所有者、そして地域住民にもご理解とご協力いただく中で総合的な空き家対策を進めてまいります。

さきに述べましたとおり、町内外の交流が活気にあふれるまちづくりの始まりとなります。本町が持つおもてなし力を生かし、観光振興計画に基づく「住んでよし、訪れてよし」の観光まちづくりを推進します。

「お茶の京都DMO」と一体となった観光の取り組みのほか、引き続き永谷宗円生家と地域住民が運営される宗円交遊庵やんたんを中心とした「日本緑茶発祥の地」の発信と交流を推進します。また、町内に点在する名所古刹をはじめ、これまで様々な財源を活用し、末山・くつわ池自然公園から奥山田ハートフル化石広場まで町内の東西にわたり整備を進めてまいりました観光と地域外からの交流に資する戦略的交流拠点について継続的な整備と周遊化を図ってまいります。

農林業を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、農林業者の経営改善と共同化の推進、農林業の生産性の向上への支援を継続してまいります。町内産米の活用に向けた「ハートのまちのハート米」や森林資源の有効活用のための「木の駅プロジェクト」は、宇治田原町発信の新たな農林業振興の可能性を秘めております。これらの実現に向け、引き続き町内関係者の皆様とともに調査研究を進めてまいります。

有害鳥獣対策については、狩猟免許取得や防護柵等の被害防止対策への支援のほか、野猿等の被害の調査、モンキードッグの試行実施による追い払いなど総合的な対策を進めます。

日本緑茶発祥の地として、歴史や宇治茶ブランドを支える一大産地としての宇治田原町を町内外に広く発信していくため、高級茶の生産には欠かせない茶園被覆柵に対する支援などにより、地場産業のさらなる振興を図ってまいります。

次に、「子育てと学びを応援するまち」であります。

改定する総合計画に掲げる将来人口目標に向けた地域創生、人口減少対策においては、出生率を向上するための取り組みが必須であります。新たな総合戦略に掲げる「うじたわらっ子育て戦略」では、その展開方針に妊娠・出産から子育ての切れ目のない支援環境づくりと子育ての負担軽減の取り組み、そして「宇治田原町独自の特徴ある教育の充実を図り、子どもたちが楽しく学ぶことができる環境づくり」を掲げております。

未来の希望である全ての子どもたちの最善の利益が尊重され、親が子どもの成長に喜



びや生きがいを感じることに。子どもはまちの未来であり、地域みんなで支え、ともに成長できるまちづくりを目指すこと。これは今年度に改定を進めた子ども・子育て支援事業計画の基本理念であります。子どもが健やかに育つまちが、全世代にとって暮らしの幸福度の高いまちであることは間違いありません。

地域全体で子育てを支援する拠点となる地域子育て支援センターと保健センター、これまでから各種子育て講座の開催や子育て家庭への継続的・包括的な支援を行うとともに、様々な母子保健事業を推進してきたところですが、これらセンターは令和2年度の役場庁舎移転と合わせて新庁舎と一体に新たな複合施設としてスタートいたします。これを好機と捉え、出産・子育てイベント、母子保健事業への参加向上に取り組み、センターを核とした子育て家庭への総合的な育児支援につなげてまいります。また、新たに産前産後のサポートケアに係る事業に取り組むことで、妊娠期から子育て期にわたるニーズに対して切れ目のない支援を行い、保護者の育児不安解消のほか児童虐待の予防にもつなげてまいります。

子育ての負担軽減に対しては、引き続き他市町村にない取組であるおむつ等の育児用品購入費用への助成のほか、中学校修了までの児童・生徒を対象とする子育て支援医療費について独自に府制度を上回る自己負担額への支援を行います。また、妊産婦健康診査として費用助成をする内容を拡充するほか、安心な産前産後の環境づくりに寄与してまいります。

我が町で生まれ育った皆様にとっては、本町保育所が子育てにとってとても身近にあるという意識をお持ちの方も多いのではないかと思います。引き続き待機児童ゼロの継続を基本としつつ、地域に根差した保育所「あゆみのその」での保育の充実を図ります。また、自発的にチャレンジする心の育成とスムーズな小学校への就学につなげることを目的に、新たにサーキット運動をはじめとした体育遊びを保育の日常に取り入れるなど、この町だからこそできる保育を推進し、「うじたわらっ子」を育ててまいります。

今年度に進めた総合計画の改定において、教育がまちづくりの根幹であるとの強いご意見をいただいたところです。これまでに明らかとなった課題を踏まえ、新たな戦略に掲げる宇治田原町独自の特徴ある教育の充実、子どもたちが楽しく学ぶことができる環境づくりに向けて、学校と行政、そして地域とご家庭が教育を我が事として取り組むことが何よりも重要であります。この“住民総ぐるみによる教育の充実”に向けたプロセスともなる小中一環教育の推進を町全体のものとして捉え、取り組んでいくことが重要であります。

他地域にはない本町ならではの特色のある教育の実施は、移住定住、そして暮らしの幸福度にもつながる大変重要な要素であります。引き続き英語教育の推進など特色ある学校教育を進め、学力向上のための指導計画・授業の改善については、各種学力診断テストの実施結果を分析し現状の課題の解決に努めるとともに、児童・生徒一人一人の習熟度に合わせたきめ細かい学習指導を実施いたします。

地域ぐるみでの学びの視点から、町内の教職員の経験を持つ住民や次世代を担う高校生・大学生等が自らカリキュラムを組み、小中学生を対象に教育・学習を進める「うじたわら学び塾」を継続して実施いたします。また、シビックプライドの醸成にもつながる「地域学習」の重要性に鑑み、社会科副読本「わたしたちの宇治田原町」を改訂し授業に活用することで、町の将来を担う子どもたちに日本緑茶発祥の地のお茶に関する知識、伝統文化や産業などに関する知識を高めていただき、「誇りを持ってふるさとを語れる子」を育ててまいります。

子どもの安心・安全な教育環境を整えることが教育充実の前提となります。令和2年度は、学校施設の長寿命化計画策定のための調査に着手いたしますとともに、子どもの通学手段の確保と支援、各種学校行事等への費用負担や経済的な支援が必要な家庭への支援制度を適切に実施するほか、「全国学校給食甲子園」で全国2位の実績を持つ安心・安全な給食の提供と食育を引き続き推進してまいります。

住民一人一人が必要となる学習活動を自ら学んでいただき、生涯を通じて学習できるよう多様な情報提供に努めるとともに、生涯学習講座グリーンライフカレッジ事業をはじめとする学習機会の提供を進めます。地域資源を生かした社会教育の場として奥山田ふれあい交流館を活用し、多世代の住民の憩いの場となる公園のほか、展示室や体験学習スペースの整備を進めてまいりましたが、施設の運営に当たっては地域内外の交流と地域の活性化にも資することを狙いに、引き続き地域住民の皆様との連携を進めてまいります。

開館から約30年近く住民の皆様には生涯学習活動の中核として活用いただけてきました総合文化センターと図書館については、今後も住民の皆様にも親しまれる施設として運営するために必要な改修を行いますとともに、教育委員会事務局の新庁舎への移転に伴い新しく子どもたちの居場所ともなる自習室等のスペースを確保し、全世代にわたり快適な空間を提供します。

また、さきにも申し上げましたが、折しも本年は「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催される年であります。この全世界を挙げたイベントの聖火リレーの

コースとして本町が選定されるという榮譽をいただきました。リレーが円滑に実施されるよう聖火ランナー及び観覧者の安全を確保いたしますとともに、この記念すべきイベントが本町で行われることを大きなチャンスとして、町内外への本町の魅力発信と住民のスポーツ振興につなげてまいります。

以上、第5次まちづくり総合計画に掲げる4つのまちづくり目標に加えまして、これら目標の推進に共通する2つの行政基本姿勢に基づき、町が地域課題に責任を持ち、様々な施策を積極的に実施してまいりたいと考えています。

なお、冒頭に申し上げましたように、令和2年度はいよいよ住民サービスの新たな拠点となる役場新庁舎を供用いたします。開庁に当たりましては、住民の皆様とともにこの新たな拠点の門出を盛り上げてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

また、現在の役場庁舎をはじめとする跡地につきましては、既に明らかにしております公共施設の跡地利用の方向性に基づき、適切に対応を進めてまいります。

一方、新庁舎はあくまでも「拠点」であり、当然のことながら重要なのは、その拠点でいかに住民の皆様のための行政が運営できるか、そこに尽きると考えております。また、新たな総合計画、総合戦略の推進にあたっては、庁内の関係各課が密接な連携を図るとともに様々なニーズを的確に把握し、多様化する需要に迅速に対応していく必要があります。

このため本議会定例会にもご提案申し上げております庁舎移転に合わせ、これまでの部制施行により築かれた行政運営手法を基礎として、さらに戦略性を高めた計画的な行政運営を進めるための組織改正を行い、住民の皆様にとって分かりやすく利用しやすい役場となるよう努めてまいります。

また、第2期地域創生総合戦略に掲げる各施策の着実な具体化のため、前期戦略期間に引き続き、「産・官・学・金・労・言」の各界各層の有識者からなる「地域創生総合戦略推進委員会」を設け、進行管理を行いつつ財源確保に努めながら、戦略に掲げる施策の優先度を定め、年次的に取組を進めていきます。

最後に、今年度に進めました総合計画改定のための外部諮問機関である「まちづくり総合計画審議会」からのご答申においては、総合計画の基本的な理念と本町の基本姿勢を定めた「まちづくり総合計画推進条例」、そして改定後の総合計画基本構想にそれぞれ掲げる「住民と町が協力しながら、ともに歩いていくまちづくり」に関して、住民がまちづくりの主役であることを再認識し、住民の町政への参画とパートナーシップによ

る、より創造的な地域社会を形成することについて意見が付されたところであります。

私は常々「百万一心」という言葉を使わせていただきますが、これは、「皆が力を合わせれば何事もなし得る」という意味であり、このご意見に信念を同じくするものであります。地域の人たち同士の絆、それを支える役場職員間の絆、そして地域の人たちと役場職員との絆、この3つの絆をしっかりと結び合い、新庁舎の供用と新たな総合計画を開始する新たなステージにあって、誰からも「好きやねん うじたわら」と言っていただけのまちづくりをしっかりと進める、そして、住民も行政も心を一つに総合計画に掲げる町の将来像「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」を実現する、私はその先頭に立ち全力を尽くしてまいります。

これまで申し上げました諸施策、諸事業を推進するためには行政だけの力で完成することはできず、議員各位をはじめ住民の皆様方、本町に関わる全ての方々のご協力が不可欠であると考えます。どうか今後の本町のまちづくりの推進に、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

本日、ご提案させていただきます議案は、令和2年度一般会計当初予算案をはじめとする予算関係12件、条例関係12件、一般議案4件、人事関係1件の合計29件でございます。

それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決・ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第29号の上程、説明

○議長（谷口 整） 次に、日程第4、議案第29号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第29号につきましてご説明申し上げます。

議案第29号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現人権擁護委員の谷川利明氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、その後任として木谷茂和氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

木谷氏におかれましては、平成3年12月から平成27年2月まで本町の特別職報酬

等審議会委員を務められ、人格が高潔にて地域事情にも明るく、高い識見をお持ちで、人権擁護委員として最適任者であることから候補者として推薦させていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となりました議案第29号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決定をいたしました。

---

**◎議案第1号～議案第12号まで、議案第15号及び議案第19号～議案第21号まで並びに議案第26号～議案第28号の一括上程、説明、質疑、委員会付託**

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第5から日程第23まで、議案第1号から議案第12号まで、議案第15号及び議案第19号から議案第21号まで並びに議案第26号から議案第28号までの19議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第5から日程第23まで、議案第1号から議案第12号まで、議案第15号及び議案第19号から議案第21号まで並びに議案第26号から議案第28号までの19議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）につきましては、新庁舎建設事業の追加をはじめ町道新設改良事業、産地生産基盤パワーアップ事業、小中学校校内通信ネットワーク整備事業等の各種諸事業に要する経費を追加するとともに、各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもので、補正額は2億5,645万円を追加し、補正後の予算総額を63億2,726万7,000円とするものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入につきまして、主なものをご説明申し上げます。

町税では町民税3,692万4,000円、町たばこ税472万7,000円などを追加するとともに、固定資産税1,369万8,000円を減額し、合計で2,814万9,000円を追加しております。

地方特例交付金では、子ども・子育て支援臨時交付金3,058万8,000円を追

加しております。

地方交付税では、普通交付税 5 8 1 万 4, 0 0 0 円を減額しております。

分担金及び負担金では、1, 2 3 4 万 6, 0 0 0 円を追加しております。

国庫支出金では、防災・安全交付金 5, 1 9 6 万 9, 0 0 0 円をはじめ情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 1, 4 7 8 万 4, 0 0 0 円などを追加し、合計で 1 億 1 7 6 万 7, 0 0 0 円を追加しております。

府支出金では、産地生産基盤パワーアップ事業補助金 8, 5 0 1 万 7, 0 0 0 円などを追加するとともに、青年就農給付金 3 1 7 万 2, 0 0 0 円などを減額し、合計で 8, 5 4 4 万 9, 0 0 0 円を追加しております。

寄附金では、ふるさと応援寄附金 1, 7 5 0 万円をはじめ、新庁舎建設寄附金 3, 0 0 0 万円などを追加し、合計で 4, 7 5 6 万円を追加しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金 7, 5 0 0 万円、庁舎建設基金繰入金 4, 0 3 0 万円などを減額し、合計で 1 億 2, 9 1 0 万円を減額しております。

繰越金では、前年度繰越金 1 億 2, 6 5 6 万 1, 0 0 0 円を追加しております。

町債では、庁舎建設事業債 5, 4 5 0 万円などを追加するとともに道路橋梁改良舗装事業債 3, 3 6 0 万円などを減額し、合計で 4, 0 7 8 万 6, 0 0 0 円を減額しております。

次に、歳出につきまして主なものをご説明申し上げます。

総務費では、新庁舎建設事業費 3, 0 0 0 万円をはじめ、決算見込みに伴う補正として財政調整基金積立金 9, 0 0 0 万円などを追加し、合計で 1 億 6, 5 1 2 万 3, 0 0 0 円を追加しております。

民生費では、決算見込みに伴う補正として障がい者自立支援給付等事業費 2, 6 9 9 万 8, 0 0 0 円などを追加するとともに、児童手当支給事業費 1, 2 0 9 万 8, 0 0 0 円などを減額し、合計で 1, 2 7 6 万 2, 0 0 0 円を追加しております。

衛生費では、決算見込みに伴う補正として城南衛生管理組合ごみ・し尿負担金 6 2 8 万 1, 0 0 0 円などを減額し、合計で 9 7 9 万 4, 0 0 0 円を減額しております。

農林水産業費では、産地生産基盤パワーアップ事業費 8, 6 0 1 万 7, 0 0 0 円をはじめ、大福茶園再造成事業費 2, 9 8 1 万 4, 0 0 0 円を追加するとともに決算見込みに伴う補正として、農業担い手対策事業費 2 6 7 万 8, 0 0 0 円などを減額し、合計で 1 億 7 6 1 万 2, 0 0 0 円を追加しております。

土木費では、宇治田原山手線整備事業費 8, 6 7 1 万 7, 0 0 0 円をはじめ、町道新

設改良事業費1,600万円を追加するとともに、決算見込みに伴う補正として新市街地連絡道整備事業費6,450万円などを減額し、合計で930万8,000円を追加しております。

消防費では、決算見込みに伴う補正として団員報酬等及び支部活動補助金621万6,000円などを減額し、合計で857万7,000円を減額しております。

教育費では、情報通信ネットワーク環境整備事業費2,942万7,000円などを追加するとともに、決算見込みに伴う補正として幼稚園教育振興事業費318万3,000円などを減額し、合計で1,983万9,000円を追加しております。

災害復旧費では、決算見込みに伴う補正として公共土木施設災害復旧費1,745万4,000円などを減額し、合計で2,500万7,000円を減額しております。

公債費では、決算見込みに伴う補正として長期債利子償還金477万2,000円などを減額し、合計で596万4,000円を減額しております。

「第2表 繰越明許費補正」につきましては、新庁舎建設事業費をはじめ、8つの事業の所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

「第3表 地方債補正」につきましては、事業費の確定等により起債対象額が変更になったため、既定の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第2号、令和元年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、保険給付費における医療費見込額の増加により1,205万8,000円を追加し、補正後の予算総額を11億2,656万6,000円とするものでございます。

歳入では、府支出金896万6,000円、繰越金309万2,000円を追加しております。歳出では、保険給付費1,121万円、諸支出金84万8,000円を追加しております。

続きまして、議案第3号、令和元年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療保険料の調定額の増加等により476万8,000円を追加し、補正後の予算総額を1億2,037万6,000円とするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料332万5,000円、繰越金144万3,000円を追加しております。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金476万8,000円を追加しております。

続きまして、議案第4号、令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）

につきましては、保険給付費の決算見込みなどに伴い補正を行うものでございます。

保険事業勘定では、補正額は1,608万9,000円を減額し、補正後の予算総額を7億7,575万5,000円とするものでございます。

歳入では、繰越金1,605万6,000円などを追加するとともに、支払基金交付金1,376万円、府支出金547万2,000円などを減額しております。歳出では、基金積立金834万2,000円などを追加し、保険給付費2,462万9,000円を減額しております。

介護サービス事業勘定では、事業費の決算見込みに伴い、補正額は252万円を追加し、補正後の予算総額を752万2,000円とするものでございます。

続きまして、議案第5号、令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、決算見込みに伴い補正するものでございます。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で1,000万円を減額し、補正後の予算総額を2億8,272万9,000円に、水道事業費用では367万8,000円を減額し、補正後の予算総額を2億6,470万7,000円とするものでございます。

水道事業収益では、営業外収益で消費税還付金1,000万円を減額しております。水道事業費用では、営業費用で原水及び浄水費657万9,000円、配水及び給水費100万円などを減額し、営業外費用では支払利息及び企業債取扱諸費33万4,000円を減額するとともに消費税500万円を追加しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入では1,159万円を減額し、補正後の予算総額を2億3,654万2,000円に、資本的支出では5,310万6,000円を減額し、補正後の予算総額を2億6,195万円とするものでございます。

資本的収入では、負担金1,159万円を減額しております。資本的支出では、建設改良費で拡張事業費2,426万3,000円、改良事業費1,812万6,000円などを減額しております。

続きまして、議案第6号、令和元年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、決算見込みに伴い補正をするものでございます。

収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益で140万円を減額し、補正後の予算総額を5億5,833万8,000円に、下水道事業費用で67万9,000円を減額し、補正後の予算総額を5億4,929万3,000円とするものでございます。



下水道事業収益では、営業収益で受託事業収益350万円などを追加するとともに、営業外収益で他会計補助金600万円を減額しております。下水道事業費用では、営業費用で管渠等管理費180万円、処理場管理費111万8,000円などをそれぞれ減額し、受託事業費350万円を追加しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入では152万1,000円を追加し、補正後の予算総額を3億2,756万7,000円に、資本的支出では30万円を減額し、補正後の予算総額を4億7,150万8,000円とするものでございます。

資本的収入では、負担金で工事負担金152万1,000円を追加しております。資本的支出では、建設改良費で浄化槽建設費30万円を減額しております。

次に、議案第7号、令和2年度宇治田原町一般会計予算につきましては、「第5次まちづくり総合計画」の後期計画、第2期の「地域創生総合戦略」の初年度として、また役場新庁舎の供用開始という新たな時代に踏み出す施策を着実に推進するための「新しい時代へ踏み出す。宇治田原予算」と題して、町の基盤整備、移住・定住施策、高齢者施策や少子化対策、観光振興等の重点施策を中心に予算配分を行い、前年度比6.3%減、金額にして3億9,200万円減の予算総額58億1,300円とした昨年度に次ぐ、過去2番目となる積極型予算を編成したところであります。

「第1表 歳入歳出予算」の歳入につきましては、地方財政計画に見込まれている数値や収入見込額等を基に適切な歳入見積額の算定に努め、収支の均衡を図り予算を計上しております。

町税は、前年度収入見込額や今後の景気動向等を考慮し、全体で2.6%減の15億5,275万8,000円を計上しております。

地方譲与税は、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税を地方財政計画等を基に算定し、全体で5,160万円を計上しております。

地方消費税交付金などの各種交付金は、前年度収入見込額及び地方財政計画を基に算定し、合計で22.3%増の2億8,933万円を計上しております。

地方交付税は、国の地方財政計画において総額で増額が示されているところであり、本町での普通交付税は12.5%増の9億4,500万円を計上するとともに、特別交付税は前年度同額の1億4,000万円を見込み、地方交付税全体として10.7%増の10億8,500万円を計上しております。

分担金及び負担金は、幼児教育・保育無償化に伴う現年度保育料の減額などにより、

36. 7%減の2, 819万7, 000円を計上しております。

使用料及び手数料は、前年度収入見込額等を基に算定し、4. 1%増の4, 625万7, 000円を計上しております。

国庫支出金では、地方創生道整備交付金等の増により11. 5%増の6億7, 721万8, 000円を計上しております。

府支出金では、優良茶園振興事業補助金等の増により、1. 7%増の3億4, 564万8, 000円を計上しております。

財産収入は、山林の町有地の売払収入などにより、349. 9%増の495万3, 000円を計上しております。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の増により、100%増の1億1, 000円を計上しております。

繰入金は、歳入不足を補うため財政調整基金繰入金2億7, 000万円を計上するとともに、事業の特定財源として、庁舎建設基金繰入金3億930万円、ふるさと応援基金繰入金7, 000万円、公共施設整備基金繰入金3, 000万円、地域づくり振興基金繰入金1, 000万円などを計上し、合計で25. 8%増の6億9, 547万円を計上しております。

繰越金では、決算剰余金が生じた場合、翌年度の財源として繰り越すもので1, 000万円を計上しております。

諸収入では、前年度収入見込額等を基に算定し、31. 6%減の4, 476万8, 000円を計上しております。

町債は、地方交付税の代替措置として発行する臨時財政対策債を10%減の1億8, 000万円、庁舎建設事業債等の建設事業債51%減の7億180万円計上するなど、合計で45. 9%減の8億8, 180万円を計上しております。

次に歳出につきましては、議会費では、議員報酬や議会の活動に要する経費など8, 790万7, 000円を計上しております。

総務費では、総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費の6項目で12億2, 394万2, 000円を計上しております。

総務管理費では、新庁舎建設の経費をはじめ、役場庁舎跡地の整備経費、移住定住プロモーションの経費などで10億7, 755万8, 000円を計上しており、徴税费では、オリジナルナンバープレート作成に要する経費や京都地方税機構負担金など7, 580万2, 000円を計上しております。

民生費では、社会福祉費、児童福祉費の2項目で12億5,488万9,000円を計上しております。

社会福祉費では、子育て支援医療費支給事業をはじめ老人福祉センターの運営費など8億2,000万5,000円を計上しており、児童福祉費では育児用品の購入助成事業費、保育所の運営経費など4億3,488万4,000円を計上しております。

衛生費では、保健衛生費、清掃費の2項目で3億4,637万2,000円を計上しております。

保健衛生費では、第2次健康増進計画の策定に要する経費、各種がん検診などの各種検診事業に要する経費、環境活動を促進する経費など1億4,813万5,000円を計上しており、清掃費では、ごみ処理に要する城南衛生管理組合への負担金、一般廃棄物収集事業費や不燃物収集事業費など1億9,823万7,000円を計上しております。

労働費では、町内企業の雇用や就業者の町内移住の促進を図るための経費をはじめ、林業従事者の雇用確保のため、町有林を適切に管理する経費として1,315万1,000円を計上しております。

農林水産業費では、農業費、林業費、水産業費の3項目で1億9,373万円を計上しております。

農業費では、農林業振興事業費補助金をはじめ「ハートのまちのブランド米」のブランド化に向けた調査研究に要する経費など1億4,422万4,000円を計上しており、林業費では、森林所有者等が行う森林境界の明確化等を支援する経費、有害鳥獣の駆除や被害防止に要する経費など4,935万6,000円、水産業費では、漁業組合助成金15万円を計上しております。

商工費では、販路開拓、新製品等の開発及び経営改善、事業承継の支援に要する経費をはじめ、お茶の京都観光まちづくり推進事業、末山・くつわ池自然公園の施設整備費など8,394万6,000円を計上しております。

土木費では、土木管理費、道路橋梁費、河川費、住宅費、都市計画費の5項目で12億2,931万2,000円を計上しております。

道路橋梁費では、宇治田原山手線をはじめ新市街地の連絡道路の整備に要する経費や町道新設改良事業など7億3,171万2,000円、住宅費では、町営住宅の管理や長寿命化計画改定のための経費471万4,000円、また都市計画費では、新市街地都市公園整備事業など4億2,572万円を計上しております。

消防費では、京田辺市に消防事務を委託する経費をはじめ、消防団活動に要する経費など2億6,506万円を計上しております。

教育費では、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費の5項目で、5億8,775万7,000円を計上しております。

教育総務費では、小中一貫教育の推進を図るための経費をはじめ、高校生通学費補助金、小中学校施設の長寿命化計画策定に要する経費など1億2,470万9,000円を計上しており、小学校費では、各小学校の学力向上のための補助教員の経費をはじめ、特別支援補助教員の経費、社会科副読本の作成経費など8,686万円を、中学校費では、学力向上のための補助教員の経費をはじめ英語力向上推進事業費など5,163万4,000円を計上しております。また、社会教育費では、総合文化センター改修の経費をはじめ奥山田化石広場整備と運営経費など1億9,383万8,000円を計上しており、保健体育費では、東京2020オリンピック聖火リレーの実施に要する経費をはじめ、体育協会活動に対する助成費用、体育施設運営経費など1億3,071万6,000円を計上しております。

災害復旧費では2,918万3,000円を計上しております。

「第2表 債務負担行為」につきましては、森林経営管理事業の令和3年度までの債務負担の限度額を定めるものでございます。

「第3表 地方債」につきましては、情報伝達システム整備事業費をはじめとする12の起債について限度額を定めるものでございます。

次に、議案第8号、令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ10億8,731万7,000円で、前年度比1.1%の減額となっております。

歳入では、国民健康保険税2億2,255万1,000円、府支出金7億4,307万円、繰入金9,982万6,000円などを計上しております。

歳出では、保険給付費7億4,029万9,000円、国民健康保険事業費納付金2億9,688万4,000円、保健事業費2,037万4,000円などを計上しております。

議案第9号、令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ1億3,715万4,000円で、前年度比18.6%の増額となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料1億602万5,000円、繰入金2,876万

7,000円などを計上しており、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1億3,094万4,000円などを計上しております。

続きまして、議案第10号、令和2年度宇治田原町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は歳入歳出それぞれ7億8,734万9,000円で、前年度比0.6%の増額となっております。

保険事業勘定の歳入では、保険料1億7,850万3,000円、国庫支出金1億5,190万円、支払基金交付金1億9,531万4,000円、府支出金1億1,228万9,000円、繰入金1億4,325万9,000円などを計上しており、歳出では、保険給付費7億366万6,000円、地域支援事業費4,981万8,000円などを計上しております。

介護サービス事業勘定の歳入では、サービス収入として予防給付費収入438万6,000円、繰越金150万円、歳出では、事業費として居宅介護支援事業費578万6,000円などを計上しております。

議案第11号、令和2年度宇治田原町水道事業会計予算につきましては、支出予算総額は5億9,295万1,000円で、前年度比4.3%の増額となっております。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で3億37万6,000円、水道事業費用で2億6,949万3,000円を計上しております。

水道事業収益では、営業収益の給水収益2億1,802万1,000円、営業外収益の受取利息5万4,000円などを計上しており、水道事業費用では、営業費用の原水及び浄水費6,003万8,000円、減価償却費1億1,688万3,000円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費1,205万7,000円などを計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2億4,831万9,000円、資本的支出3億2,345万8,000円を計上しております。

資本的収入では、企業債2億2,290万円、負担金2,260万8,000円などを計上しており、資本的支出では、建設改良費の配水設備改良費4,820万円、拡張事業費3,430万円、改良事業費1億6,060万円、企業債償還金5,565万2,000円などを計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,513万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

続きまして、議案第12号、令和2年度宇治田原町下水道事業会計予算につきましては

は、支出予算総額は9億5,285万9,000円で、前年度比6.7%減額となっております。

収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益4億8,594万3,000円、下水道事業費用4億7,488万9,000円を計上しております。

下水道事業収益では、営業収益の下水道使用料9,022万5,000円、営業外収益の他会計補助金2億3,319万3,000円などを計上しており、下水道事業費用では、営業費用の管渠等管理費597万6,000円、処理場管理費8,213万2,000円、減価償却費2億8,985万円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費4,840万4,000円などを計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3億2,222万7,000円、資本的支出4億7,797万円を計上しております。

資本的収入では、企業債1億9,040万円、国庫補助金1億1,850万円などを計上しており、資本的支出では、建設改良費の橋梁等建設費2億3,900万円、企業債償還金2億45万1,000円などを計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,574万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

続きまして、議案第15号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、厳しい財政状況等を鑑み財政健全化への取組姿勢を明確にし、率先して範を示し、自主性と継続性のある行政運営に取り組んでいくために、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、町長をはじめとする常勤特別職の給料等について、町長10%、副町長及び教育長7%の減額を令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間行うものでございます。

議案第19号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、京都府から示された標準保険料率を基に保険税率を設定するため、改正を行うものでございます。

続きまして、議案第20号、宇治田原町企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、宇治田原町内の工業団地等に新たな事業所を設置した企業に対して、引き続き助成金を交付するに当たり、既定の失効期日を延長するため改正を行うものでございます。

続きまして、議案第21号、宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制

定するにつきましては、事業者が町内在住者を正規雇用した場合の助成及び町外からの移住経費等に係る事業者負担を支援するため、既定の失効期日を延長するため改正を行うものでございます。

続きまして、議案第26号、宇治田原町新庁舎建設工事請負契約の一部変更につきましては、平成30年第4回12月議会定例会でご可決いただき、平成30年12月15日に株式会社公成建設と契約いたしました工事に係る契約金額の変更が生じてまいりましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

主な変更内容といたしましては、追加ボーリング調査結果による杭長、開発・土木工事に伴う場外残土処分量、路床地盤改良範囲などであり、当初契約金額1億2,820万円に7,936万3,900円を増額し、1億7億756万3,900円とさせていただきます。

続きまして、議案第27号、都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の一部変更につきましては、平成29年3月29日に西日本高速道路株式会社関西支社と締結しました工事委託に関する協定につきましては、協定金額の変更が生じてまいりましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

主な変更内容といたしましては、供用前に実施を予定しております舗装や交通安全施設等に要する約1億7,500万円の追加と併せ、現工事での増額分約1億2,500万円を増額し、当初協定額6億6,943万5,468円を9億6,606万2,101円とさせていただきます。

続きまして、議案第28号、宇治田原町第5次まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン）の改定につきましては、今年度に進めてまいりました今後の本町まちづくりの基本的な指針となる宇治田原町第5次まちづくり総合計画の見直しと後期基本計画を策定することに関連し、宇治田原町まちづくり総合計画推進条例第12条の規定により、本総合計画の基本構想及び基本計画について議会の議決をいただくべく、ご提案申し上げます。

併せまして、総合計画と一体的に改定を進めてまいりました宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部を同条例第12条に定める「これに類する計画」として併せ

てご提案申し上げるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております10議案につきましては、予算特別委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第12号、議案第15号及び議案第19号から議案第21号まで並びに議案第26号から議案第28号までの19議案は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第13号、議案第14号及び議案第16号～議案第18号並びに

#### 議案第22号～議案第25号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第24から日程第32まで、議案第13号、議案第14号及び議案第16号から議案第18号並びに議案第22号から議案第25号までの9議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第24から日程第32まで、議案第13号、議案第14号及び議案第16号から議案第18号まで並びに議案第22号から議案第25号までの9議案につきましてご説明申し上げます。

議案第13号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するにつきましては、新庁舎への移転を機に今後の本町のまちづくりの変化に対応するとともに、事務の効率化・迅速化を図り、住民の皆さんにとって分かりやすく、利用しやすい組織とするべく関係条例の規定整備を一括して行うものでございます。

続きまして、議案第14号、宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するにつきましては、新名神高速道路の開通を控え、まちづくりが変化することが想定される期間において、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、高度な専門的知識や経験、優れた識見を有する者等を特定の目的のために期限を



限って本町職員として採用するための規定を制定するものでございます。

続きまして、議案第16号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日に創設される会計年度任用職員等の非常勤職員が育児休業等を取得できるよう所要の改正を行うものでございます。

議案第17号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、印鑑の登録を受けることができない者について、「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」に改正するものでございます。

続きまして、議案第18号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置の所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第22号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方自治法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地方自治法の規定に繰り下げが生じたことによる引用条項を改正するものでございます。

議案第23号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、放課後児童支援員認定資格研修実施者を拡大する等、所要の改正を行うものでございます。

議案第24号、宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正及び監査の実態に合わせた改正を行うものでございます。

主な改正内容は、地方自治法の規定に繰り下げが生じたことによる引用条項の改正を

行うとともに、監査及び決算審査等の所要日数を改正するものでございます。

続きまして、議案第25号、町道路線の認定及び廃止につきましては、既認定の町道1の1号線及び町道2の25号線の2路線を一旦廃止し、起終点の変更を行った上で改めて2路線を認定しようとするものでございます。

町道1の1号線につきましては、一部区間において一般交通の用に供する必要がないことが判明したことから、一旦路線を廃止し、起終点を変更した上で改めて認定を行うものでございます。また、町道2の25号線につきましては、国道307号を横断し国道との重複区間があるため、町道1の1号の認定と合わせて整理を行うことから、一旦路線を廃止し、起終点を変更した上で改めて認定を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第22号及び議案第24号並びに議案第25号の7議案は総務建設常任委員会に、議案第18号及び議案第23号の2議案は文教厚生常任委員会にそれぞれ付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、9議案につきましては、総務建設常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

### ◎発議第1号上程、説明

○議長（谷口 整） 次に、日程第33、発議第1号、宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を制定するについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。浅田晃弘議員。

○10番（浅田晃弘） それでは、ただいま議題となっております発議第1号、宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を制定するにつきまして、提案説明を申し上げます。

議会の議員の議員報酬に関して、現在の厳しい財政状況等に鑑み、期限を定め議員報

酬の一部を減額するため、特例的に本条例を制定するものでございます。

改正内容は、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条第1項に定める報酬月額から、議長にあつては10%、副議長、委員長、議員にあつては5%を令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、減額するものでございます。

趣旨を十分ご理解いただきまして、議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げて、提案説明とさせていただきます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となりました発議第1号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よつて、質疑は次回とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よつて、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。

次回は3月5日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお祈りを申し上げます。

なお、本日付託をいたしました各議案につきましては、それぞれ所管の委員会において十分な審査をお願いいたします。

なおまた、新型コロナウイルス対策につきましては、今後も新たな指示、要請が出てくることも想定されますので、町当局にあつては、その対応に全力を傾注していただくためにも議会日程は柔軟に対応したいと考えております。一日も早い収束に向け、町としても尽力されますことを願つております。よろしくお祈りを申し上げます。

本日は大変ご苦勞さまでした。

散 会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 山 内 実 貴 子

署 名 議 員 浅 田 晃 弘